

居宅介護支援サービス重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 担当する介護支援専門員

氏名

電話番号 049-287-1155

2 事業所の概要

事業所	医療法人靖和会やまぶきの郷居宅介護支援事業所
所在地	埼玉県坂戸市多和目330番地
経営法人	医療法人靖和会
所在地	埼玉県飯能市下加治137番地2
事業所指定番号	1176000618
管理者名	齊藤 徳子
連絡先	049-287-1155
通常の事業の実施地域	坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・飯能市・毛呂山町・越生町・鳩山町
営業時間	月～金 8:45～17:00
	土・日・祝祭日及び12月30日～1月3日は定休日

3 事業所の職員体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者兼 介護支援専門員	1名	常勤	事業所の管理・運営 居宅介護支援業務

4 サービス内容

①居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者様のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、介護サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更など利用者様等がもとめるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

②介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

③事業者間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。

- ・相談業務 電話・訪問・来所等をとおして利用者様からの相談に適切に対応します。
- ・申請代行 介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な更新手続の代行を行います。
- ・給付事務 国保連に提出する介護保険の給付管理を行います。

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険で10割給付されますので、自己負担はありません。
但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料を全額負担しなければならなくなりますので、下記の利用料がかかることになります。

○基本料

要介護1又は要介護2の方	11,316円/月
要介護3又は要介護4又は要介護5の方	14,702円/月

○加算

初回加算	3,126円/月
通院時情報連携加算	521円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,605円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,084円/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,689円/月
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,252円/月
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,252円/月
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,815円/月
退院・退所加算（Ⅲ）	9,378円/月
緊急時居宅カンファレンス加算	2,084円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円/月

○交通費

（事業の実施地域を越えた地点から片道5km未満）	500円
（事業の実施地域を越えた地点から片道5km以上10km未満）	1,000円
（事業の実施地域を越えた地点から片道10km以上）	1,500円

○地域区分別1単位の単価 10.42円（6級地）

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6 相談窓口・苦情対応について

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業者相談窓口

担当者	齊藤 徳子
電話番号	049-287-1155

○公的機関への苦情申し出は、次の窓口で対応します。

坂戸市	担当	高齢者福祉課	049-283-1331
鶴ヶ島市	担当	介護保険課	049-271-1111
日高市	担当	長寿生きがい課	042-989-2111
毛呂山町	担当	高齢者支援課	049-295-2112
越生町	担当	健康福祉課	049-292-3121
飯能市	担当	介護福祉課	042-973-2111
鳩山町	担当	長寿福祉課	049-296-1211
埼玉県国民健康保険団体連合会	担当	介護苦情相談	048-824-2568

7 サービス提供における事故発生時の対応

○サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8 守秘義務及び個人情報の保護

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する個人情報の利用目的を下記9のとおり定め適切に取り扱います。また、正当な理由無く情報の公開は致しません。
この守秘義務は、契約終了後も同様の扱いと致します。

9 個人情報の利用目的

医療法人靖和会やまぶきの郷居宅介護支援事業所では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について目的を以下のとおりと定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- ・他の事業者への情報提供を伴う利用目的
 - －利用者様に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）照会への回答
 - －利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - －ご家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提示
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係わる利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係わる利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

10 居宅介護支援に係る事業所の義務について

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業の開始に際し、あらかじめ、利用者様又はそのご家族に対し利用者様について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者様に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者様の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者様の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者様の同意を得て主治医又は歯科医師(以下「主治医」という)の意見を求めます。その場合において介護支援専門員は、居宅介護サービス計画を作成した際には、当該居宅介護サービス計画を主治医等に交付します。特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては医療機関からの退院患者様において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅介護サービス計画を作成します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者様の希望に基づき作成されるものであり、居宅サービス計画に位置付けられた居宅介護サービス事業者の選定の理由を求めることができ、利用者様は複数の居宅介護サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・介護支援専門員は福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から一部の福祉用具(固定用スロープ、歩行器(歩行車)を除く)、単点杖(松葉づえを除く)及び多点杖を対象とする)について貸与と販売の選択ができることについてメリットデメリットを含め十分に説明します。利用者様の選択にあたり必要な情報提供をするとともに、医師や専門職の意見、利用者様の身体状況を踏まえ提案をします。

1 1 虐待防止に関する事項

1. 事業者は利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ②虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくものとします。
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者様のご家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 2 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

1 3 事業継続計画の策定

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

1 4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者様に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様やそのご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し5年間保存します。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性 身体拘束以外に、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。
- ③一時性 利用者様本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

- 【附則】
- ・この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
 - ・この規定は、平成30年 1月 9日から施行する。
 - ・この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。
 - ・この規定は、令和 1年10月11日から施行する。
 - ・この規定は、令和 2年 4月11日から施行する。
 - ・この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
 - ・この規定は、令和 3年 4月26日から施行する。
 - ・この規定は、令和 3年 5月11日から施行する。
 - ・この規定は、令和 3年 7月11日から施行する。
 - ・この規定は、令和 6年 3月11日から施行する。
 - ・この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。